

非主食用米（飼料用米等）に係る普及指導活動手法

都道府県名：山口県

普及指導センター名：長門農林事務所

【地域の概要及び取組の背景】

長門大津地域は、肉用牛、養豚及びブロイラー等県内でも有数の畜産地帯である。そのため、家畜排泄物を活用した堆肥や飼料作物・稲わらを介した耕畜連携が盛んな地域でもあり、この取組は、近年、関心が高まっている循環型農業の普及・推進の原動力となっている。

【取組の具体的な内容・成果】**1 取組の概要**

長門農林事務所では、管内の養鶏専門農協が輸入穀物価格の高騰に苦慮していることから、輸入穀物の代替品として非主食用米（飼料用米）を活用することについて、県水田農業改革推進本部の新規需要米検討部会と連携して、関係組織と意見交換を行った。

2 特筆すべき取組内容**（1）非主食用米の生産利用に向けた関係機関等による推進体制の整備、農業者等に対する意向把握**

- ・非主食用米は、主食用米と価格面で格差があることや国の支援制度が確定していないことから、地域において関係機関が連携した推進体制を整備するまでには至っていない。しかしながら、非主食用米の取組は、自給率向上や飼料価格高騰対策、更には農地の有効利用を図る上で喫緊の課題であることから、取組開始に向けた合意形成を早急に図ることとした。

（2）非主食用米の生産農家の確保

- ・経営の多角化に意欲のある法人組織に対して飼料用米生産のメリット、留意点及び国の助成措置の概要等を説明し、21年度の飼料用米生産に向けて啓発を行った。

（3）非主食用米の需要者（加工業者、畜産農家等）の確保

- ・管内の養鶏専門農協と協議し、肉用鶏の生産品目やメーカー別の飼料取引量などから当面利用可能な飼料用米の予定数量を算出した。併せて、急騰していた輸入飼料の価格が低下したことや処理コストを考慮して粉付きで利用することの可否について協議した。

【今後の課題、予定等】

- ・需要側の予定数量を基に、県水田農業改革推進本部の新規需要米検討部会が飼料メーカーと価格、条件等の調整を行う。その後、農林事務所が法人組織等と作付け計画等についての調整を行う。
- ・栽培農家の不安感を払拭することや非主食用米の専用種子が品薄なことを考慮して、21年度は主食用米品種を活用して法人組織等での取組みを推進することとしている。